

法人課税 中小企業者等に対する軽減税率の延長

1. 改正の概要

(1) 趣旨・背景

我が国経済は緩やかな回復基調にあるものの、外部環境変化の影響を受けやすい中小企業にとっては、依然として予断を許さない状況となっている。このような中小企業の財務基盤の安定・強化を図るためにも、軽減税率を延長する。

(2) 内容

中小企業者等の年所得800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率15%(本則税率:19%)の適用期限が改正前の「2019年3月31日までに開始する事業年度」から2年間延長され、「2021年3月31日までに開始する事業年度」までとなる。

(3) 軽減税率

法人の種類	所得金額	改正前				改正後			
		2018.4.1~ 2019.3.31 (※3)	2019.4.1~ 2020.3.31 (※3)	2020.4.1~ 2021.3.31 (※3)	2021.4.1~ 以後 (※3)	2018.4.1~ 2019.3.31 (※3)	2019.4.1~ 2020.3.31 (※3)	2020.4.1~ 2021.3.31 (※3)	2021.4.1~ 以後 (※3)
中小法人(※1) 一般社団法人等 人格のない社団等	年800万円以下の金額	15% (軽減税率)	19% (本則税率)		15% (軽減税率)		19% (本則税率)		
	年800万円超の金額	23.20%				23.20%			
中小法人以外の普通法人	所得による区分なし	23.20%				23.20%			
公益法人等 協同組合等(※2) 特定医療法人	年800万円以下の金額	15% (軽減税率)	19% (本則税率)		15% (軽減税率)		19% (本則税率)		
	年800万円超の金額	19%				19%			

(※1) 中小法人とは、期末資本金の額が1億円以下の普通法人(大法人(資本金の額が5億円超法人)に株式の100%を直接又は間接に所有されている場合における子法人等を除く。)をいう。

(※2) 特定の協同組合等の年10億円を超える部分の所得に対する税率は、22.0%が適用される。

(※3) 各法人税率は、この期間内に開始する事業年度において適用される。

2. 適用期限

2年間延長され、2021年3月31日までに開始する事業年度までとなる。